

官報

号外

平成八年五月十四日

○第百三十六回 衆議院會議録 第二十四号

平成八年五月十四日(火曜日)

正午 本会議

○本日の會議に付した案件

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(内閣提出)
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時十分開議
○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

○七条明君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長辻一彦さん。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔辻一彦君登壇〕

○辻一彦君 ただいま議題となりました外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定を新たに実施するに伴い、船舶製造業における公正な競争の確保を図るため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、運輸大臣及び通商産業大臣は、外国船舶製造事業者が本邦の船会社等と締結した建造契約が不当廉価建造契約であるか否かについて調査を行うこととする、

第二に、運輸大臣は、調査の結果、当該建造契約が不当廉価建造契約であると認める場合には、その外国船舶製造事業者に対し、当該不当廉価建造契約に係る船舶の正常価格と契約価格との差額に相当する金額の国庫への納付を通告することとする、

第三に、運輸大臣は、通告を受けた外国船舶製造事業者を指定することができる、指定を受けた外国船舶製造事業者が一定期間内に建造契約を締結した船舶について、その船舶の引き渡してから一定期間、本邦における貨物の積み込み等の禁止を命ずることができる、こととする、

本案は、三月八日本院に提出され、四月二十六日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、五月八日亀井運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○七条明君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、防衛庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長吹田愷さん。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔吹田愷君登壇〕

○吹田愷君 ただいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、防衛大学校の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚会議に情報本部を新設し、あわせて、自衛官の定数を改めようとするもので、その主な内容

平成八年五月十四日 衆議院會議録第二十四号

防衛庁設置法の一部を改正する法律案 議長の報告

は次のとおりであります。

第一に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から所要の人員を統合幕僚会議に移しかえらるゝとともに、自衛官の定数を五十人削減して、二十七万三千七百五十一人に改めること、

第二に、防衛大学校の所掌事務に、防衛大学校本科の教育訓練を修了した者等に対し、自衛隊の任務遂行に必要な社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行うことを加えること、

第三に、統合幕僚会議に情報本部を新設し、情報本部長を置き、自衛官をもって充てることとするともに、その所掌事務を、防衛に関する情報の収集及び調査に関すること、統合防衛計画の作成に必要な情報に関すること、出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整のうち情報に関する部分に関すること等の統合幕僚会議の事務等をつかさどることとするよう定めることとあります。

本案は、去る四月九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十一日臼井防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

出席閣僚大臣

運輸大臣 亀井 善之君
国務大臣 臼井日出男君

○議長(報告)

(承認を求めるの件送付及び通知)

一、去る十日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成八年度一般会計予算
平成八年度特別会計予算
平成八年度政府関係機関予算

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(政府委員承認)

一、昨十三日、土井議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房審議官 大島 賢三
同 西田 芳弘

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

稲葉 大和君

補欠

大石 千八君

小野 晋也君

補欠

佐藤 孝行君

大石 千八君

補欠

稲葉 大和君

厚生委員

辞任

栗屋 敏信君

補欠

山本 幸三君

労働委員

辞任

大石 千八君

補欠

細田 博之君

佐藤 孝行君

補欠

田野瀬良太郎君

田野瀬良太郎君

補欠

佐藤 孝行君

議院運営委員

辞任

高木 義明君

補欠

江崎 鐵磨君

山田 宏君

補欠

榊床 伸二君

池田 隆一君

補欠

佐々木秀典君

江崎 鐵磨君

補欠

高木 義明君

榊床 伸二君

補欠

山田 宏君

池田 隆一君

補欠

佐々木秀典君

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号) 外務委員会 付託
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出第八六号)
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出第八八号)
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出第八九号)

水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)
以上四件 農林水産委員会 付託

領海法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

以上三件 運輸委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号) 科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(議案通知)

一、去る十日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成八年度一般会計予算
平成八年度特別会計予算
平成八年度政府関係機関予算

平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本拓君提出原子炉の安全運転に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出日米安保条約等に関する質問に対する答弁書

平成八年四月三日提出
質問第一二二二号

原子炉の安全運転に関する質問主意書

提出者 山本 拓

原子炉の安全運転に関する質問主意書

一 動力炉・核燃料開発事業団法第四十条には「事業団は、内閣総理大臣が監督する」となっているが、事故防止の監督責任はこの条文でうたっている「監督」に含まれているのか。

二 ① 原子炉を安全に運転管理させる責任(事故防止の責任)は法律上は事業者なのか、国なのか、それとも法律上は明確に規定していないのか。

② もし事業者なら法律上の根拠を示しては右質問する。

内閣衆質一三六第一二二号
平成八年五月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員山本拓君提出原子炉の安全運転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出原子炉の安全運転に関する質問に対する答弁書

一について

動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)第四十条第一項は、内閣総理大臣が一般的に動力炉・核燃料開発事業団(以下「動燃」という)を監督することを規定したものであり、この内閣総理大臣の監督には、動燃に対して原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)に基づき安全の確保を旨としてその業務を計画的かつ効率的に遂行するよう一般的に監督することも含まれているが、個別具体的な原子炉施設等の安全の確保を図るための規制

は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という)等に従って行われている。

二について

原子炉の運転に関しては原子炉等規制法等に基づき規制が行われているところ、例えば、原子炉等規制法は、原子炉等による災害を防止し公共の安全を図るために原子炉の運転等に関する必要な規制を行うこと等を目的としており、同法においては、原子炉設置者は、原子炉の運転等について主務省令で定めるところにより保安のために必要な措置を講じなければならない等種々の義務を課され、主務大臣は、原子炉設置者による原子炉の運転等に関する措置が主務省令の規定に違反していると認めるときは保安のために必要な措置を命ずる等必要な規制を行うこととされている。

平成八年四月十一日提出
質問第一一五号

日米安保条約等に関する質問主意書

提出者 山本 拓

日米安保条約等に関する質問主意書

一 日米安保条約における極東条項について、昭和三十五年の岸内閣による政府統一見解には「中華民国の支配下にある地域」を明記しているが、現政府においては岸内閣の日米安保条約の極東条項についての見解を改めるのか、そのまま踏襲するのか伺いたい。

二 改めて現政府においてこの極東条項について、

① 「極東」とはどこを指すのか、政府の統一の見解を伺いたい。

② 特にこの極東条項には台湾を含むのか、含まないのか明確に伺いたい。

三 政府において極東の有事とはどういうものなのか具体的に示されたい。

四 台湾が攻撃された時は極東有事とみなすのかどうか伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一三六第一一五号
平成八年五月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員山本拓君提出日米安保条約等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出日米安保条約等に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安全保障条約」という)にいう「極東」の範囲は、昭和三十五年二月二十六日の政府統一見解に示されているとおりである。なお、昭和四十七年十一月二日の衆議院予算委員会における当時の田中内閣総理大臣の答弁において、「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読み替えるべきものとしている。

二について

昭和三十五年二月二十六日に「極東」の範囲に関する政府統一見解として当時の岸内閣総理大臣は以下のとおり述べている。「新条約の条約区域は「日本国の施政の下にある領域」と、明確に定められております。他方、新条約には「極東における国際的平和及び安全」ということある次第であります。ところで、その「極東」であります。一般的な用語としては、別に地理学上正確に画定されたものではありません。しかし、日米両国が条約で言っております通り、共通の関心を持っているのは、極東における国際的平和及び安全の維持ということであり、この意味で、実問題として両国共通の関

心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用し、武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域ということになるわけであります。こういう区域としては、大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれるということでもあります。新条約の基本的な考え方はこういうことであり、この区域に対して武力攻撃が行なわれ、あるいはこの区域の安全が、周辺地域に起こった事態のため脅威されるような場合、米国がこれに対処するためとする行動の範囲は、その攻撃または脅威の性質いかんにかかわらずありまして、必ずしも前に述べました区域に局限されるわけではないのであります。しかしながら、米国の行動というものは、おのずから制約されているのであります。と申しますのは、米国の行動は、常に国際連合憲章の認める個別的または集団的自衛権の行使として、侵略に抵抗するためにのみとられるわけであるからであります。また、このような米国の行動が戦闘行為を伴いますときは、そのために日本の施設を使用することについては、当然に日本政府との事前協議が必要となるわけであり、この事前協議の点につきましては、アイゼンハワー大統領が、総理大臣に対して、米国の事前協議に際し表明された日本国政府の意思に反して行動する意図のないことを保証している次第であります。その後、「一について」において述べたとおり、「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読み替えているところであるが、極東に関する政府の見解については現在も何ら変更はない。

日米安全保障条約にいう「極東」に台湾地域が含まれることは、以上述べたように、政府統一見解及びその後の答弁で明らかにされているとおりである。

三及び四について

御指摘の「極東有事」がいかなる事態であるか

について、確立した定義があるわけではない。
なお、昭和五十三年十一月二十七日に、日米安全保障条約第四条を根拠として設置された日米安全保障協議委員会において了承された「日米防衛協力のための指針」の第三項では、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」について述べられているところであるが、いかなる場合に「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合」に該当するかについては、具体的事象に即し諸般の状況を考慮して判断されるものであって、特定の場所における事態を仮定して、あらかじめ一般的、抽象的に述べることはできないものと考ええる。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

右国会に提出する。

平成八年三月八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定(以下「協定」という。)の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講ずることにより、船舶製造業における公正な競争の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船舶製造事業者」とは、船舶製造業を営む者をいう。

2 この法律において「外国船舶製造事業者」とは、我が国以外の協定の締約国(第五項におい

て「締約国」という。)において船舶製造業を営む者をいう。

3 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいう。

4 この法律において「外国子会社」とは、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体であつて一の本邦法人等がその株式又は持分の百分の五十を超える株式又は持分を所有しているものその他本邦法人等と特別の関係にあるものとして運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「廉価建造契約」とは、外国船舶製造事業者が、推進機関を備える総トン数百トン以上の船舶(船舶その他の物件を引くための構造を有する船舶にあつては、出力三百六十五キロワット以上の推進機関を備えるもの)について締結する次に掲げる建造契約であつて、当該建造契約において定められた船舶の価格(次条第八項において「契約価格」という。)が、当該船舶が建造される事業場が存する締約国における通常の商取引における価格として運輸省令・通商産業省令で定める方法により算定されるもの(同項において「正常価格」という。)を下回るものをいう。

一 本邦法人等又は外国子会社との間で締結する建造契約

二 本邦法人等及び外国子会社以外の者との間で締結する建造契約であつて、当該建造契約の締結時において、本邦法人等又は外国子会社が運輸省令で定める期間以上運航の用に供すること又は取得することを目的とする契約を締結している船舶に係るもの

(不当廉価建造契約に係る調査)

第三条 外国船舶製造事業者の締結した建造契約に係る船舶を建造する能力を有する本邦の船舶製造事業者又はその団体は、運輸大臣に対し、当該建造契約が本邦の船舶製造業当該船舶と同種の船舶に係る船舶製造業に限る。第五条第

一項ただし書において同じ。)に損害を与え、又は与えるおそれがある廉価建造契約(以下「不当廉価建造契約」という。)であることについて、十分な証拠を添えて、調査の実施を求めることができる。

2 運輸大臣及び通商産業大臣は、前項の規定による求めがあつた場合その他外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約であることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該建造契約が不当廉価建造契約であるか否かについて調査を行うものとする。

3 運輸大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定による求めがあつた場合には、当該求めのあつた日から起算して四十五日以内に、前項の規定による調査を開始する旨又は開始しない旨の決定をしなければならぬ。

4 第二項の規定による調査は、当該調査を開始した日から起算して一年以内に終了するものとする。

5 運輸大臣及び通商産業大臣は、第二項の規定による調査を開始した場合において、当該調査に係る建造契約の解除その他の事情の変更に伴い当該調査を続ける必要がなくなったときは、当該調査を取りやめることができる。

6 運輸大臣及び通商産業大臣は、第二項の規定による調査を終了しようとするときは、あらかじめ、当該調査に係る建造契約を締結した外国船舶製造事業者その他の当該調査に関係する者として運輸省令・通商産業省令で定める者(次項において「調査関係者」という。)に対し、当該調査の予定される結果及びその基礎となる重要な事実を通知し、証言又は証拠の提出の機会を与えなければならない。

7 運輸大臣は、第二項の規定による調査を終了したときは、調査関係者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

8 運輸大臣は、第二項の規定による調査により

外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約であると認める場合には、当該外国船舶製造事業者に対し、当該不当廉価建造契約に係る船舶の正常価格と契約価格との差額に相当する金額の国庫への納付を書面で通告するものとする。

(造船業基盤整備事業協会による調査の実施)

第四条 運輸大臣は、造船業基盤整備事業協会(次項において「協会」という。)に、前条第二項の規定による調査のうち運輸省令で定めるもの(次項において「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により調査業務に従事する協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(外国船舶製造事業者の指定)

第五条 運輸大臣は、第三条第八項の規定による通告をした日から起算して百八日を経過した日以後において、当該通告を受けた外国船舶製造事業者を、四年以内の期間を定めて、当該期間内にその者が締結した建造契約に係る船舶(次条において「対象船舶」という。)について次条の規定が適用される者として、告示により指定することができる。ただし、当該外国船舶製造事業者が不当廉価建造契約の本邦の船舶製造業に及ぼす影響を除去するための措置として次に掲げるもののいずれかを講じた場合にあつては、この限りでない。

一 第三条第八項に規定する金額の国庫への納付

二 当該不当廉価建造契約の解除

三 前二号に掲げるもののほか、運輸省令で定める措置

2 第三条第八項の規定による通告を受けた外国船舶製造事業者は、前項第一号に掲げる措置を講じようとする場合には、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣にその旨を申し出なければならない。

3 第一項の規定により定める期間(以下「指定期間」という。)の開始の日は、同項の規定により告示をした日から起算して三十日を経過する日以後とする。

4 運輸大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた外国船舶製造事業者(以下「指定外国船舶製造事業者」という。)に対し、指定をした旨その他運輸省令で定める事項を通知するとともに、運輸省令で定めるところにより、同項の告示の内容を船舶運航事業(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。第十二条において同じ。)及び船舶貸渡業(同法第二条第七項に規定する船舶貸渡業をいう。第十二条において同じ。)を営む者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(貨物の積込み又は取卸しの禁止の命令)
第六条 運輸大臣は、対象船舶が引き渡された場合には、当該対象船舶の運航者に対し、引渡しの日から起算して四年以内の期間を定めて、本邦における当該対象船舶への貨物の積込み又は当該対象船舶からの貨物の取卸しの禁止を命ずることができる。

(指定及び命令の取消し)
第七条 運輸大臣は、指定外国船舶製造事業者が

第五条第一項ただし書に掲げる措置のいずれかを講じた場合には、当該指定外国船舶製造事業者に係る同項の規定による指定を、告示により取り消さなければならない。

2 前項の規定により第五条第一項の規定による指定を取り消した場合には、当該指定に係る前条の規定による命令は、その効力を失う。

3 第五条第四項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定による指定を取り消した場合について準用する。

(小委員会が設置された場合の特例)

第八条 運輸大臣は、第三条第八項の規定による通告をした後に、当該通告を受けた外国船舶製

造事業者の締結した不当廉価建造契約に係る同条第二項の規定による調査に関する検討を行うための協定第八条に規定する小委員会が、当該外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約でない旨の決定をした場合には、第五条第一項の規定による指定をすることができない。

第九条 運輸大臣は、第五条第一項の規定による指定をした後に、当該指定又は第六条の規定による命令に関する検討を行うための協定第八条に規定する小委員会が、指定期間を短縮すべき旨の決定をした場合には、当該指定期間を、告示により短縮するものとする。

2 運輸大臣は、第六条の規定による命令をした後に、前項に規定する小委員会が、同条の規定により運輸大臣が定めた期間を短縮すべき旨の決定をした場合には、当該期間を短縮するものとする。

3 第五条第四項の規定は、第一項の規定により指定期間を短縮した場合について準用する。

第十条 運輸大臣は、前条第一項に規定する小委員会が、期間を定めて第六条の規定による命令の効力を停止すべき旨の決定をした場合には、当該期間、当該命令の効力を停止するものとする。

2 運輸大臣は、前条第一項に規定する小委員会が、期間を定めて当該期間内に指定外国船舶製造事業者が締結した建造契約に係る船舶の運航者に対して第六条の規定による命令をすべきでない旨の決定をした場合には、同条の規定による命令をしないものとする。

(建造契約の届出)

第十一条 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が運輸省令で定める総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約の概要その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、当該建造契約に係る船舶の建造について、臨時船舶建造調整

法(昭和二十八年法律第百四十九号)第二条の規定による許可の申請をしたときは、この限りでない。

(報告の徴収)

第十二条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦の船舶製造事業者又は船舶運航事業者若しくは船舶貸渡業を営む者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(協議)

第十三条 運輸大臣は、第五条第一項の規定による指定をし、又は第六条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長(海運監理部長を含む。)に委任することができる。

(命令への委任)

第十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、命令で定める。

(罰則)

第十六条 第四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第六条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(造船業基盤整備事業協会法の一部改正)

第二条 造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を行うとともにを削り、」助成等の業務の下に「及び不当廉価建造契約に関する調査等の業務を加える。

第二十九条第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の次の二号を加える。

十三 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第 号。次号において「不当廉価建造契約防止法」という。)第四条第一項の規定による調査を行うこと。

十四 外国船舶製造事業者(不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。)が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第二十九条第二項中「前項第十四号」を「前項第十六号」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第一項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第一項中第十六号の四の二を第十六号の四の三とし、第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の四の二 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に關し、指定し、又は必要な命令をすること。

理 由

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の実施に伴い、船舶製造業における公正な競争の確保を図るため、外国船舶製造事業者が本邦法人等と不当廉価建造契約を締結したときは、一定の期間内に当該外国船舶製造事業者が締結する建造契約に係る船舶の運航者に対し、本邦における当該船舶への貨物の積み込み等の禁止を命ずることができるとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の実施に伴い、船舶製造業における公正な競争の確保を図るため、外国船舶製造事業者が本邦法人等と不当廉価建造契約を締結したときは、一定の期間内に当該外国船舶製造事業者が締結する建造契約に係る船舶の運航者に対し、本邦における当該船舶への貨物の積み込み等の禁止を命ずることができるとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定(以下「協定」という。)の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講ずることにより、船舶製造業における公正な競争の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

(一) この法律において「船舶製造事業者」とは、船舶製造業を営む者をいうこととする。

(二) この法律において「外国船舶製造事業者」とは、我が国以外の協定の締約国(四)において「締約国」という。)において船舶製造業を営む者をいうこととする。

(三) この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいうこととする。

(四) この法律において「外国子会社」とは、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体であつて一の本邦法人等がその株式又は持分の百分の五十を超える株式又は持分を所有しているものその他本邦法人等と特別の関係にあるものとして運輸省令で定めるものをいうこととする。

(五) この法律において「廉価建造契約」とは、外国船舶製造事業者が、推進機関を備える総トン数百トン以上の船舶(船舶その他の物件を引くための構造を有する船舶にあつては、出力三百六十五キロワット以上の推進機関を備えるもの)について締結する次に掲げる建造契約であつて、当該建造契約において定められた船舶の価格(三)において「契約価格」という。)が、当該船舶が建造される事業場が存する締約国における通常の商取引における価格として運輸省令・通商産業省令で定める方法により算定されるもの(三)において「正常価格」という。)を下回るものをいうこととする。

(1) 本邦法人等又は外国子会社との間で締結する建造契約
(2) 本邦法人等及び外国子会社以外の者との間で締結する建造契約であつて、当該建造契約の締結時において、本邦法人等

又は外国子会社が運輸省令で定める期間以上運航の用に供すること又は取得することを目的とする契約を締結している船舶に係るもの

3 不当廉価建造契約に係る調査

(一) 運輸大臣及び通商産業大臣は、本邦の船舶製造事業者から求めがあつた場合等において、必要と認めるときは、外国船舶製造事業者が締結した建造契約が本邦の船舶製造業に損害を与える廉価建造契約(以下「不当廉価建造契約」という。)であるか否かについて調査を行うこととする。

(二) 運輸大臣は、(一)の調査を終了したときは、当該調査に係る建造契約を締結した外国船舶製造事業者その他の当該調査に係る者に對し、当該調査の結果を通知することとする。

(三) 運輸大臣は、(一)の調査により外国船舶製造事業者の締結した建造契約が不当廉価建造契約であると認める場合には、当該外国船舶製造事業者に対し、当該不当廉価建造契約に係る船舶の正常価格と契約価格との差額に相当する金額の国庫への納付を畫面で通告することとする。

(四) 運輸大臣は、造船業基盤整備事業協会に、(一)の調査の一部を行わせることができることとする。

4 外国船舶製造事業者の指定

運輸大臣は、(三)の通告を受けた外国船舶製造事業者を、四年以内の期間を定めて、当該期間内にその者が締結した建造契約に係る船舶(五)において「対象船舶」という。)について(五)の規定が適用される者として、告示により指定することができることとする。ただし、当該外国船舶製造事業者が不当廉価建造契約の本邦の船舶製造業に及ぼす影響を除去するための措置として次に掲げるもののいづれかを講じた場合に於ては、この限りでない

いこととする。

(一) 3(三)の金額の国庫への納付

(二) 当該不当廉価建造契約の解除

(三) 前二号に掲げるもののほか、運輸省令で定める措置

5 貨物の積み込み等の禁止の命令

運輸大臣は、対象船舶が引き渡された場合には、当該対象船舶の運航者に対し、引渡しの日から起算して四年以内の期間を定めて、本邦における当該対象船舶への貨物の積み込み又は当該対象船舶からの貨物の取卸しの禁止を命ずることができるとする。

6 小委員会が設置された場合の特例

協定に規定する小委員会が(三)の調査等に関し決定を行った場合の特例に関する所要の規定を設けることとする。

7 その他

(一) 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が運輸省令で定める総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約の概要その他の運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならないこととする。

(二) 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦の船舶製造事業者又は船舶運航事業者若しくは船舶賃貸業を営む者に對し、その業務に關し報告をさせることができることとする。

(三) その他所要の規定を設けることとする。

8 附則

(一) この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

(二) その他所要の規定の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の実施に伴い、船舶製造業における公正な競争の確保を図るため、外国船舶製

造事業者が本邦法人等と不当廉価建造契約を締結したときは、一定の期間内に当該外国船舶製造事業者が締結する建造契約に係る船舶の運航者に対し、本邦における当該船舶への貨物の積み込み等の禁止を命ずることができるとする等のための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成八年五月十四日

運輸委員長 辻 一彦
衆議院議長 土井たか子殿

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成八年二月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十八万人を」を「十七万九千四百三十人」に、「四万六千八百五十五人」を「四万五千七百五十二人」に、「四万七千五百五十八人」を「四万七千二百七十八人」に、「二十七万三千八百一人」を「二十七万三千七百五十一人」に改める。

第十七条第三項中「工学」の下に「並びに社会科」を加える。

第二十八条第三項中「所掌事務及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 事務所の所掌事務については、情報本部の所掌に属するものを除き、政令で定める。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(情報本部)
第二十八条の二 統合幕僚会議に、情報本部を置く。

2 情報本部は、次の事務をつかさどる。

一 第二十六条第一項第六号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に関する事。

二 第二十六条第一項第一号(統合防衛計画の作成に係る部分に限る)に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に必要な情報に関する事。

三 第二十六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務のうち情報に関する部分に関する事。

四 自衛隊法第二十二條第三項の規定により統合幕僚会議の議長が行う職務に関する事務のうち情報に関する部分に関する事。

3 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 情報本部の内部組織については、総理府令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条第三項の改正規定は、平成八年十月一日から施行する。

理 由

防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、防衛大学校の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚会議に情報本部を新設し、あわせて、自衛官の定数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、防衛大学校の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚会議に情報本部を新設し、あわせて、自衛官の定数を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自衛官の定数の変更

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から所要の人員を統合幕僚会議に移し替えるとともに、自衛官の定数を五十人削減して、二十七万三千七百五十一人に改めること。

2 防衛大学校の所掌事務の変更

防衛大学校の所掌事務に、防衛大学校本科の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行うことを加えること。

3 情報本部の新設

統合幕僚会議に情報本部を新設し、情報本部長を置き、自衛官をもって充てることとする。とともに、その所掌事務を防衛に関する情報の収集及び調査に関する事、統合防衛計画の作成に必要な情報に関する事、出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整のうち情報に関する部分に関する事と等の統合幕僚会議の事務等をつかさどることとするよう定めること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、防衛大学校の所掌事務の改正規定については、平成八年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、現下の諸情勢に対処し、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に三億七千九百九十二万四千円が計上されている。
右報告する。

平成八年五月十四日

安全保障委員長 吹田 悌
衆議院議長 土井たか子殿

明治三十五年三月十一日
郵便物認可

(第二、三、十二、十九号の発送は都合により後日
となるため、第二十四号を先に発送しました。)

発行所	〒〇五 東京都港区
虎ノ門丁目番四号	
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一圓
(配本)	
送 料	〇〇
別 冊	〇〇